

平成26年5月30日

松阪市議会議長  
中島清晴様

海住恒幸

## 研修参加報告

研修名称 第40回東海自治体学校

開催日時 5月18日（日曜日）午前10時～午後4時半

会場 名古屋大学経済学部等

### ●基調講演 「社会保障の歩みと展望」

講師 長友薫輝・三重短期大学教授

社会保障には、社会保険、社会福祉、公的扶助（生活保護）、公衆衛生の4分野があり、総称としての社会保障だ。公費の大半は、社会保険に充てられている。

現在、社会保障制度改革推進法（2012年8月）、社会保障改革プログラム法（2013年12月）の成立のもと、社会保障の分野で市場化がすすめられようとしている。自助・共助・公助のもとでの自己責任が強調される傾向にある。

生活保護受給者へのバッシングが強いが、受給基準以下の生活を送りながら利用者は2割にすぎない。不正受給は0.5%。生活保護基準の切り下げで生存権への影響が懸念される。

社会保険は、保険原理（共助＝保険料を納めた者のみに保険給付の資格有りとする原理）だけではなく、社会原理（公助＝個人や相互扶助では対応のできない問題に対する社会的対応を加味した原理）が合わされている。自助・共助では対応できないから公助の考えが加わっていることを忘れた議論にすべきではない。

概論的な講演となったのは、もの足りないところだったが、以上のような基調講演だった。社会保障の個別各分野について詳細を知る必要はあるが、それ

については分科会に委ねるほかなかったのかもしれない。ただ、社会保障がいま置かれている状況においては共通したところがある。

## ●第4分科会（介護保障）

助言者 村上武敏・聖隷クリストファー大学

住民生活への影響が大きい医療・介護総合推進法が今国会で成立しようとする中、自治体の議員として法律への理解の必要性を考え、分科会に参加した。この法律は、地域の医療体制と、地域包括ケアシステムの構築を目指すもので、医療においては急性期の病床を大幅に削減することで退院を促し、介護においては「要支援」の介護を地域支援事業に移行させる。そのことで、医療・介護の今後はいったいどうなるのかを想定しておかなければならないと考えた。自治体病院でソーシャルワーカーの経験のある村上氏は、「老後は（金持ちも貧困にある人も）平等だった。しかし、これからは（受けることのできる介護の質が）階層化していく」と語った。また、医療については「急性期病床の削減で、在院につきうはどんどん短くなる。患者をどこに退院させたらよいのかという課題を解決することがソーシャルワーカーの役割となる

分科会では、地域医療に詳しい専門家と、地域包括支援センター職員、要支援者が介護保険から外された場合、何が起きるかをアンケート調査した人などが、報告者となり、会場参加者からの質問も受けた。地域での介護をボランティアが支えるとある部分への批判が強かった。

この課題については、今国会で審議されているところである上、可決されれば自治体に直接影響ある分野なので独自の調査研究が必要であると感じるところだ。

以上